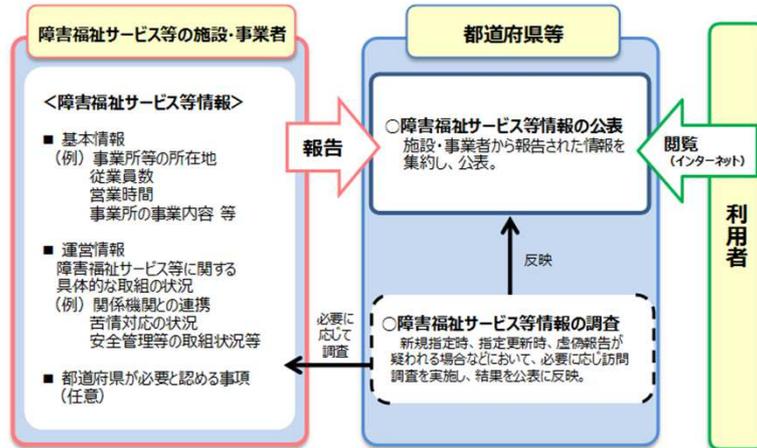


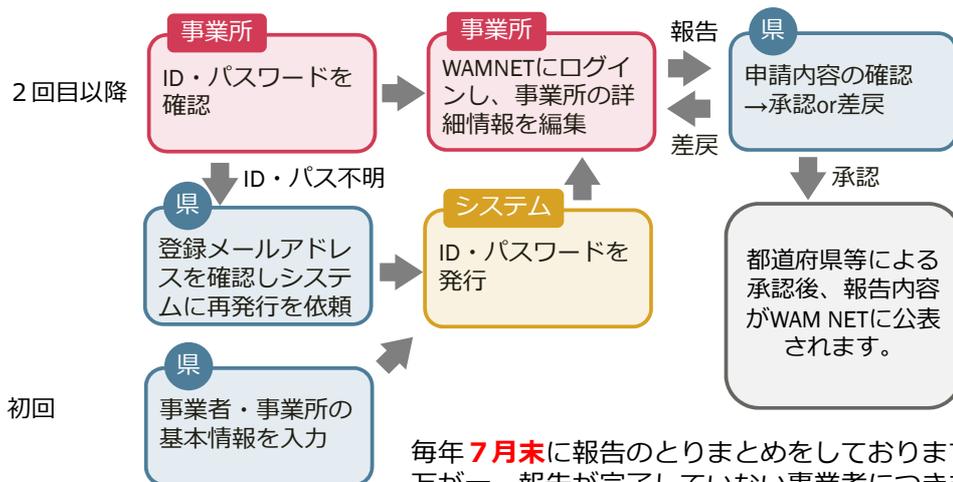
障害福祉サービス等情報公表制度の概要

利用者の個々のニーズに応じた良質なサービスの選択や事業者が提供するサービスの質の向上に資することを目的として、平成28年5月に成立した改正障害者総合支援法及び児童福祉法において、事業者に対して障害福祉サービスの内容等を都道府県知事等へ報告することを求めるとともに、都道府県知事等が報告された内容を公表する仕組みを創設し、平成30年4月に施行されました。



障害福祉サービス等情報公表制度 | 厚生労働省 (mhlw.go.jp)

登録の手順



毎年**7月末**に報告のとりまとめをしております。
万が一、報告が完了していない事業者につきましては、
早急に対応ください。